告　示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長　小野寺　貴　郎

一　道路の種類　県道

二　路線名　深谷嵐山線

三　道路の区域

bf6c8b3717e09dad4f7d8c3bfc83153c

旧新別	旧	新
区間	大里郡寄居町大字鷹巣三三四番一地先から同郡同町大字鷹巣三四七番六地先まで	
敷地の幅員（メートル）	八・四〇～八・九六	九・七五～十一・二五
延長（メートル）	一八八・六〇	
備考	道路改良事業のため	